

令和元年10月1日から、 ごみ処理手数料等を改定します。

嶺北広域行政事務組合では、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、次のとおり廃棄物処理手数料の改定を行います。

指定ごみ袋(土佐町、本山町の収集可燃ごみ)

種 類	希望小売価格	
	改定前	改定後
ごみ袋(大) 1袋10枚入り	620 円	638 円
ごみ袋(小) 1袋10枚入り	410 円	429 円

その他一般廃棄物の処理手数料

種別	区 分		単 位	手数料	
				改定前	改定後
一般家庭 事業系	可燃ごみ 資源ごみ 粗大ごみ	直接搬入ごみ	10kgまで	103 円	105 円
			10kgを超える毎に 10kg当たりの加算額	103 円	105 円
	生し尿 浄化槽汚泥		180ℓまで	360 円	370 円
			180ℓを超える毎に 18ℓ当たりの加算額	36 円	37 円
	特定家庭用 機器廃棄物	ユニット型エアコンディショ ナー、ブラウン管式テレビショ ン受信機、電気冷蔵庫、 電気冷凍庫、電気洗濯	1台につき	3,090 円	3,150 円
	犬・ねこ等の小動物の 死体	飼養者が当組合管理者 の指定する処理施設に 直接搬入したもの	1体につき	1,030 円	1,050 円
飼養者の要請により当 組合が収集処理すると			1体につき	3,090 円	3,150 円

産業廃棄物の処分費用

区 分		費 用	
		改定前	改定後
当組合管理者の指定する処理施設へ個人が 搬入したもの	100kg未満	1,030 円	1,050 円
	100kgを超える毎に 10kg当たりの加算額	103 円	105 円
当組合管理者の指定する処分地へ個人が搬 入したもの	100kg未満	1,030 円	1,050 円
	100kgを超える毎に 10kg当たりの加算額	103 円	105 円

※希望小売価格、手数料等の額には、消費税100分の10が含まれています。